平成２３年（フ）第２８８号
千葉県市原市東五所14番地17
債務者　竹内　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７８５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸117番地、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸30番地　ライオンズ豊山ニューシティ412
債務者　酒井興業こと　酒井　　太
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３４号
名古屋市南区城下町３丁目19番地
債務者　コンサルティングファーム天道こと
天野　宏道
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２０号
名古屋市天白区原１丁目2308番地　ライオンズマンション原第２　701号
債務者　横井　　眞
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県加古川市別府町元町37番地の１
債務者　中谷　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０号
北海道小樽市長橋５丁目29番１号
債務者　横山　佳史
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４２号
北海道小樽市望洋台２丁目16番218号　望洋台団地２号棟、前住所北海道小樽市桜５丁目18番18号
債務者　石川　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４５号
北海道小樽市末広町２番３号　川畑惠子方、前住所北海道小樽市石山町15番11号
債務者　小倉　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４７号
北海道小樽市新光５丁目28番３号、前住所札幌市手稲区前田４条８丁目２番13号　ハウスアドバンテージ101号
債務者　宮田　靖智（旧姓矢尾）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４８号
北海道小樽市新光５丁目28番３号、前住所札幌市手稲区前田４条８丁目２番13号　ハウスアドバンテージ101号
債務者　宮田　夕香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５１号
北海道苫小牧市光洋町３丁目13番６―20号
債務者　佐藤ふみ子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２５４号
宮城県黒川郡富谷町太子堂１丁目10番12号
債務者　佐藤　美穂（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
秋田市泉中央４丁目３番10号　ハウス・ミキＢ号
債務者　大槻　千草（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１号
秋田市牛島西２丁目10番５―15号
債務者　古仲ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市峰４丁目11番17号　イーストコートＩＴＯ201、住民票上の住所栃木県宇都宮市峰４丁目11番17号　泉の館201
債務者　与儀　圭介
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６１号
栃木県下都賀郡壬生町落合１丁目18番５号
債務者　森　　豊秀
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係